

指定管理者選定評価委員会審査結果

1 対象施設

- (1) 施設名称 青森市浪岡体育館及び浪岡総合公園  
 (2) 施設所在 青森市浪岡大字浪岡字稲盛 93 (青森市浪岡体育館)  
 青森市浪岡大字浪岡字稲盛 6 (浪岡総合公園)

2 選定方法

(1) 選定基準及び配点

選定基準		配点
1 管理運営全般について (20点)		
a 管理運営方針	・施設の設置目的に合致しているか ・市の求めに柔軟に対応できるか ・意欲、熱意があるか	10点
b 同種の施設管理業務の実績	・管理業務の実績があるか	5点
c 地域や関係団体との連携	・交流、協力に対し積極的か ・具体性があるか	5点
2 管理について (50点)		
a 地元雇用への配慮	・市内在住者の雇用について配慮があるか ・地域の経済活動への貢献について配慮があるか	10点
b 職員等の配置計画	・適正な配置がなされているか ・体育・スポーツ施設管理の経験者がいるか	5点
c 職員等の研修計画	・職員の育成に方向性があるか ・職員等の研修内容及び回数は適切か	5点
d 施設管理計画	・管理保守点検業務が適切に行われるか	10点
e 防犯、防災、緊急時の対応に関する取組み	・的確な対応であるか ・事故防止に向けて取り組んでいるか	5点
f 個人情報保護の取扱いに関する取組み	・個人情報保護についての理解が十分か ・具体的な保護策を講じているか	5点
g 安全対策	・施設内の具体的な安全対策を講じているか	5点
h 環境保全、負荷低減の取組み	・環境保全取組への理解は十分か ・具体的な取組み案があるか	5点
3 運営について (40点)		
a 市民の平等な利用を確保するための方針	・平等な利用確保の方針は明確か ・障害者等への対応は十分か	10点
b 利用者等の要望等の把握と反映方法	・要望を運営に反映する工夫がされているか ・現実的な手法であるか	10点
c サービス向上の対策	・使用者に対し新たなサービス提供が見込まれるか ・苦情処理の体制は明確か ・定期的な自己評価を行うか ・利用促進策は具体的かつ効果的であるか	10点
d 体育・スポーツの普及振興に資する自主事業の実施計画	・体育・スポーツの普及振興に資する自主事業の内容が効果的か	5点
e 不法行為等への対策	・違法駐車、犬等の放し飼い等への対応はどうか	5点
4 効率性について (40点)		
収支計画	・経費の額が妥当であるか ・経費の縮減等に係る方策が工夫されているか	40点

## ( 2 ) 採点基準

個別項目採点基準( 1 , 2 , 3 共通)

配点	
10点	
5点	

効率性についての採点基準( 4 )

提案された事業計画、その他の提案内容等と指定管理料を総合的に勘案して行います。

## ( 3 ) 選定評価委員

委員長	工藤 清泰	市長公室理事
副委員長	鈴木 裕司	総務部次長
委員	増田 一	企画財政部次長
委員	今村 貴宏	健康福祉部次長
委員	森 宏之	青森短期大学教授
委員	西村 晴夫	東北税理士会青森支部税理士

## ( 4 ) 選定評価委員会開催日

平成24年10月5日(金)書類審査

## 3 応募者名

・浪岡青い森スポーツ協議会

#### 4 審査結果（評価点数）

選定基準		配点	候補者
1	a 管理運営方針	10点	6.83点
	b 同種の施設管理業務の実績	5点	5.00点
	c 地域や関係団体との連携	5点	3.83点
2	a 地域貢献への配慮	10点	8.50点
	b 職員等の配置計画	5点	3.67点
	c 職員等の研修計画	5点	3.50点
	d 施設管理計画	10点	6.50点
	e 防犯、防災、緊急時の対応に関する取組み	5点	3.67点
	f 個人情報保護の取扱いに関する取組み	5点	3.67点
	g 安全対策	5点	3.67点
	h 環境保全、負荷低減の取組み	5点	3.67点
3	a 市民の平等な利用を確保するための方針	10点	6.83点
	b 利用者等の要望等の把握と反映方法	10点	6.67点
	c サービス向上の対策	10点	7.17点
	d 体育・スポーツの普及振興に資する自主事業の実施計画	5点	4.17点
	e 不法行為等への対策	5点	3.67点
4	収支計画	40点	29.76点
合計点		150点	110.78点

#### 5 指定管理者候補者

名称 浪岡青い森スポーツ協議会  
 住所 青森市浪岡大字女鹿沢字東花岡53-27  
 代表者 会長 倉田 忠男

#### 6 指定の期間 平成25年4月1日から平成30年3月31日まで（5年間）

#### 7 選定した理由

- ・応募資格を満たしていること
- ・最低得点（80点）を上回る点数（110.78点）を獲得していること
- ・選定基準の各項目において、指定管理者としての要件を具備していること